

鹿屋市再犯防止推進計画

令和 5 年 6 月

鹿 屋 市

目 次

1	計画の策定にあたって	1
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の目標	2
(3)	計画の位置づけ	2
(4)	計画の期間	2
2	鹿屋市の現状及び課題	3
(1)	刑法犯認知件数	3
(2)	罪種別検挙件数	4
(3)	県内の薬物事犯検挙人員等	4
(4)	本市の課題	5
3	取組方針	6
(1)	国・県・民間団体等との連携強化	7
(2)	就労・住居の確保	8
(3)	保健医療・福祉サービスの利用の促進	8
(4)	非行の防止と関係機関と連携した修学支援の実施	9
(5)	民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	10
4	推進体制	11
■資料編		
○	再犯防止に関する取組	13
○	主な関係団体・機関等	20
○	再犯の防止等の推進に関する法律の概要	21
○	国の再犯防止計画の概要	23

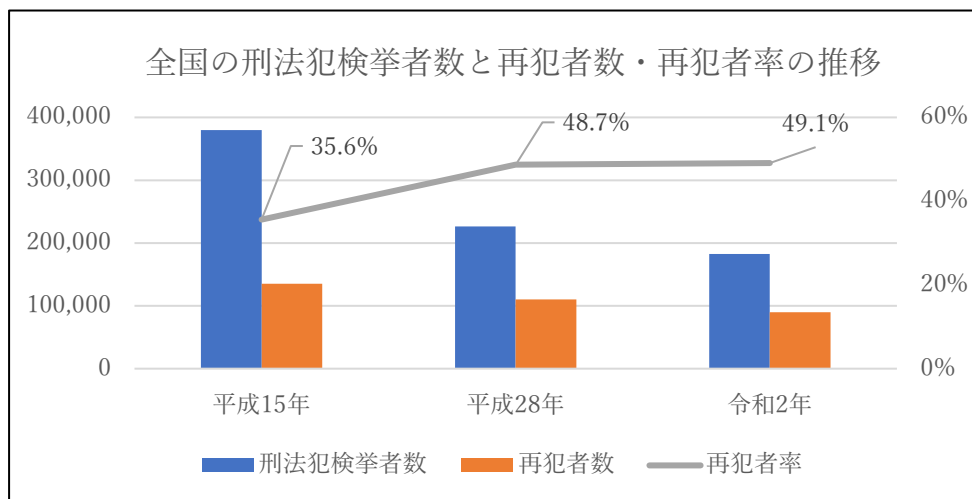
1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

全国の刑法犯の検挙者数は、ここ十数年減少傾向にあります。その一方で、刑法犯検挙者数に占める再犯者の割合（再犯者率）は年々増加しており、近年は刑法犯検挙者のうち約半数を占めております。このようなことから、犯罪を減らし安全・安心な社会を実現していくためには、再犯の防止が非常に重要な課題となっています。

このような中で、再犯の防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とした「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が平成 28 年（2016 年）12 月に施行され、地方公共団体は地域の状況に応じた再犯防止施策を進める責務があることや、平成 29 年（2017 年）12 月に国が策定した「再犯防止推進計画」を勘案して「地方再犯防止推進計画」を定める努力義務があることが明記されました。これを受けて本県においては、平成 31 年（2019 年）3 月に「鹿児島県再犯防止推進計画」が策定されたところです。

本市においては、このような状況を踏まえ、犯罪や非行をした人の社会復帰を関係機関等と連携を図りながら支援し、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、「鹿屋市再犯防止推進計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。



	平成 15 年	平成 28 年	令和 2 年
刑法犯検挙者数	379,602	226,376	182,582
再犯者数	135,296	110,306	89,667
再犯者率	35.6%	48.7%	49.1%

出典：再犯防止推進白書

(2) 計画の目標

再犯者率が増加している背景として、犯罪や非行をした人たちが必要な福祉サービス等を受けることができず、社会復帰に繋がらない現状があることが要因として考えられます。

再犯の防止については、一人ひとりが必要なサービスを受けられるように関係機関等が連携した体制を構築して支援していくことが求められます。また、犯罪や非行をした人たちが更生するために、地域に居住することや働くこと、学ぶことなど様々な活動において、支える側である地域住民の理解や協力なども大変重要になります。

本市は、「ともに支え合い、いきいきと暮らせるまち」を「第2次鹿屋市総合計画」の基本目標の一つとして掲げています。本計画においては、犯罪や非行をした人たちが社会において孤立することなく、必要とする福祉サービス等を受けて円滑に社会復帰できるよう支援することにより再犯の防止に繋げ、もって市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として策定します。また、「第2次鹿屋市地域福祉計画」を上位計画とし、他の福祉に関する個別計画との連携を図ります。

本計画の対象者は再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」とします。

(参考)

犯罪をした者等・・・犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年）若しくは、非行少年であった者（再犯防止推進法第2条第1項より）

(4) 計画の期間

「鹿屋市再犯防止推進計画」の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

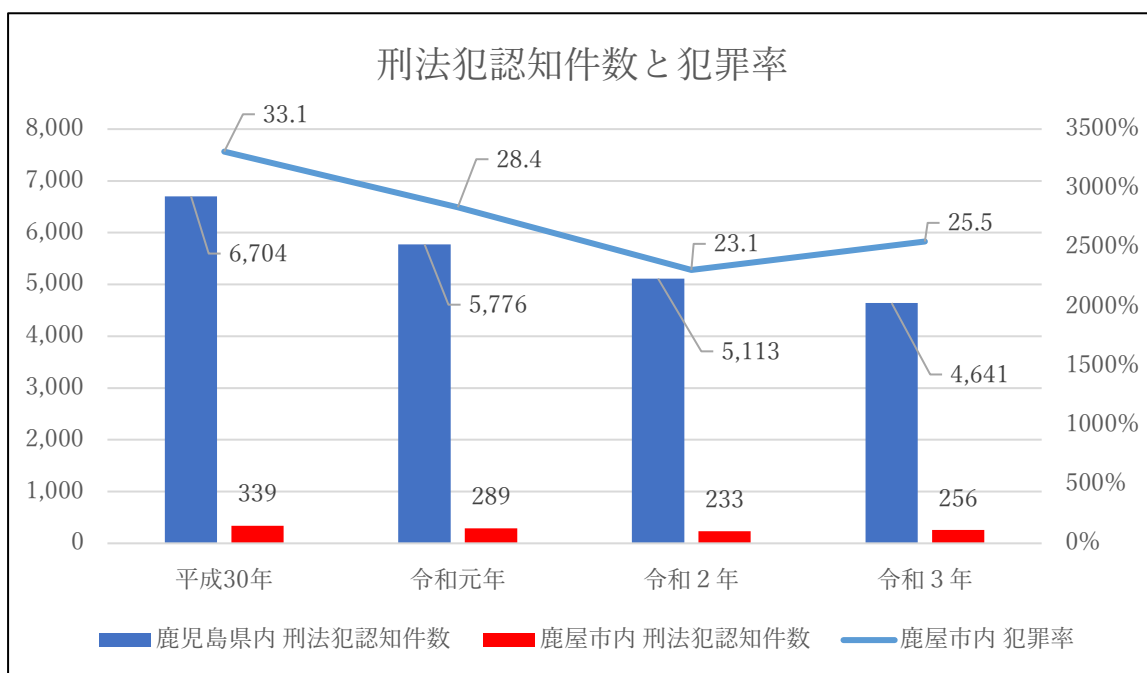
ただし、計画期間内であっても、国や県の計画見直しや社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

2 鹿屋市の現状及び課題

(1) 刑法犯認知件数

過去3年間における鹿児島県内の刑法犯の認知件数は、平成30年に6,704件、令和元年に5,776件、令和2年に5,113件、令和3年に4,641件であり、減少していることがうかがえます。

また、鹿屋市内における刑法犯の認知件数は、平成30年に339人、令和元年に289件、令和2年に233件、令和3年に256件でやや減少傾向にあります。



	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
鹿児島県内 刑法犯認知件数	6,704	5,776	5,113	4,641
鹿屋市内 刑法犯認知件数	339	289	233	256
鹿屋市内 犯罪率 (件)	33.1	28.4	23.1	25.5

出典：鹿児島県警 市町村別の犯罪発生実態

※ 犯罪率とは、人口1万人あたりの刑法犯認知件数のことです。

(2) 刑法犯に占める窃盗犯の割合

過去3年間の刑法犯認知件数に占める窃盗犯の割合は下表のとおりで、いずれも刑法犯の6割以上を占めており、窃盗の種類(手口)については、万引き、自転車盗、車上ねらいが多い状況です。

	鹿児島県内			鹿屋市内		
	令和元年	令和2年	令和3年	令和元年	令和2年	令和3年
刑法犯	5,776	5,113	4,641	289	233	256
うち窃盗犯	4,184 72.4%	3,503 68.5%	3,201 69.0%	195 67.5%	152 65.2%	167 65.2%
住宅対象侵入盗	299	220	208	13	7	16
オートバイ盗	45	62	34	1	0	0
自転車盗	965	831	701	19	24	14
車上ねらい	316	238	280	17	9	14
万引き	794	806	782	54	49	51
その他	1,765	1,346	1,196	91	63	72

出典：鹿児島県警 市町村別の犯罪発生実態

(3) 県内の薬物事犯検挙人員等

県内の令和3年の特徴的傾向として大麻事犯の検挙人員が増加しています。

		令和2年		令和3年	
		人員	押収量	人員	押収量
内訳	覚醒剤事犯	24人	54.428gと0.101cc	25人	10.358gと17.8cc
	大麻事犯	33人	129.692gと0.175cc と1本	39人	1,231.05gと85本
	麻薬及び 向精神薬事犯	2人	90錠	4人	5.724g

出典：鹿児島県警ホームページ

(4) 本市の課題

鹿屋市においては、犯罪や非行をした人への個別の支援や、肝属保護区保護司会鹿屋支部が行う、市民に理解を深めてもらうための啓発活動（社会を明るくする運動等）への支援を主に行ってきました。

しかしながら、窃盗事件は依然として多く、また、就労や住宅の確保なども厳しい状況にあり、再犯防止を含め重要な課題となっています。

このことから、地域の理解はもとより、国・県・市の連携、関係機関・団体や民間事業者との支援に関わるネットワーク体制づくりが重要であり、国や県の再犯防止推進計画を踏まえ、本市における支援活動の明確化と体制づくりが必要な状況となっています。

3 取組方針

本市では、国・県の再犯防止推進計画との整合性を図りつつ、以下の5つを重点的な取組として定め、地域や関係機関・団体等と連携し、再犯防止の推進に関する取組を推進します。

■鹿屋市再犯防止推進計画 重点的な取組

- ① 国・県・民間団体等との連携強化
- ② 就労・住居の確保
- ③ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ④ 非行の防止と関係機関と連携した修学支援の実施
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

■国の再犯防止推進計画 重点課題（抜粋）

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
- ⑥ 地方公共団体との連携強化
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

■鹿児島県再犯防止推進計画 重点課題（抜粋）

- ① 国・民間団体等との連携強化
- ② 就労・住居の確保
- ③ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ④ 非行の防止と、矯正施設等と連携した修学支援の実施
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

(1) 国・県・民間団体等との連携強化

【課題】

関係機関・団体等がそれぞれ再犯防止の施策に取り組んでいますが、それらは機関や団体ごとの個別対応になりがちです。

相互の連携を強化し、関係機関・団体等が一体となって協力し支援する体制が必要です。

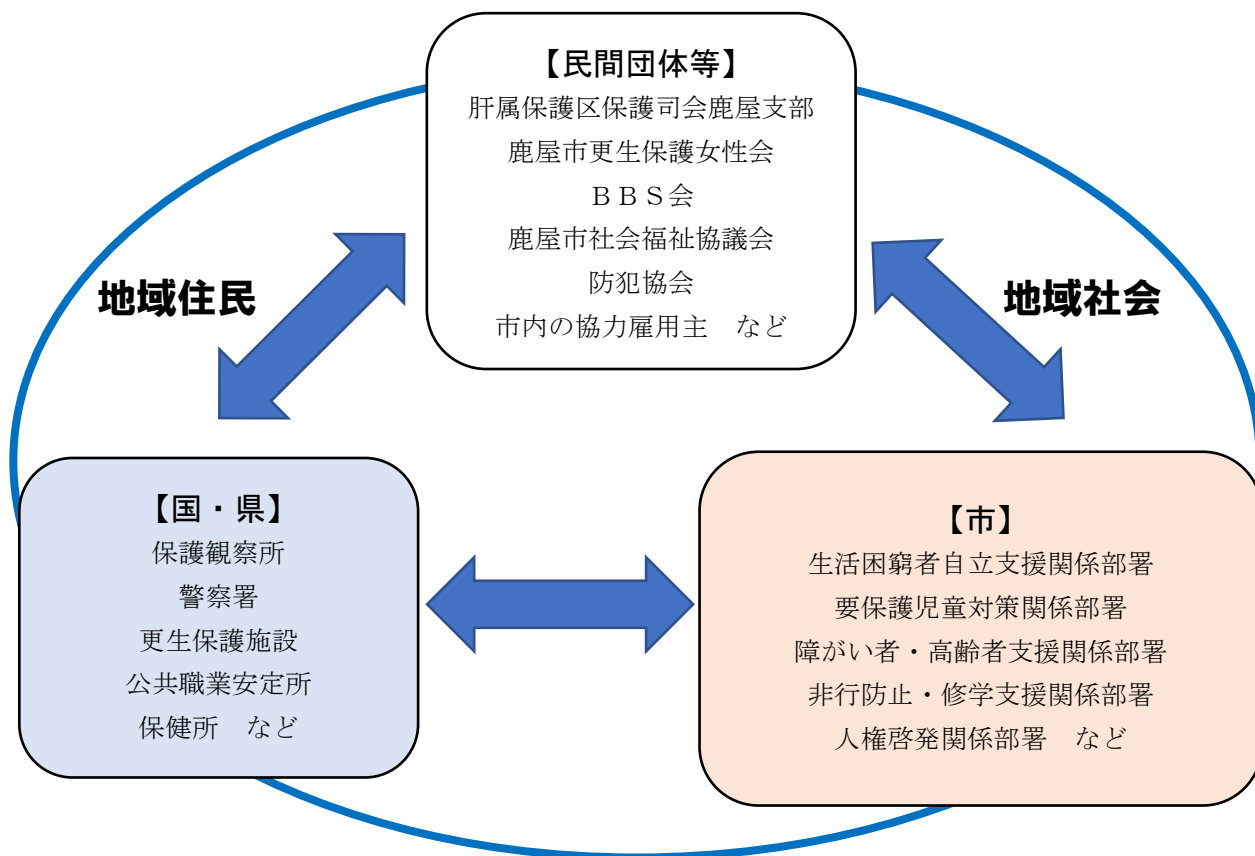
国や県の関係機関、肝属保護区保護司会鹿屋支部との情報交換・情報共有・連携強化を図ります。また、鹿屋市更生保護女性会や BBS 会、鹿屋市社会福祉協議会などとの連携も図りながら取組を進めます。

◎主な取組

- ・鹿屋市再犯防止推進庁内連絡会議
- ・重層的支援体制整備事業 など

※関係課・・・市民課、福祉政策課 ほか

鹿屋市再犯防止推進に係る連携のイメージ図



(2) 就労・住居の確保

【課題】

犯罪を防ぐためには、出所後の安定した生活が必要不可欠です。そのためには、まず住居の確保や就労が重要であり、その支援が求められています。

犯罪や非行から立ち直ろうとする人が安定した職を得るとともに、地域に定着するためには、本人の意向や適性等を踏まえたきめ細かな支援が必要です。

保護観察対象者等に対する就労支援を図るため、事業所等への協力や理解を深めるための取組を行うとともに、住宅困窮者へ市営住宅の提供を行うなど、就労機会や住居の確保のための支援を行います。

◎主な取組

- ・生活困窮者自立支援事業
- ・肝属保護区保護司会との協定による就労支援
- ・住宅困窮者への市営住宅等の提供
- ・協力雇用主等に対する優遇措置 など

※関係課・・・福祉政策課、総務課、商工振興課、建築住宅課 ほか

(参考)

肝属保護区管内の協力雇用主数 45社 (R4.4.1現在)
鹿屋市20社 垂水市4社 肝付町18社 東串良町3社

(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

【課題】

犯罪や非行をした人については、全国的に高齢化が進んでおり、そうした人の中には、保健医療や福祉的支援を十分に受けることができずに、再犯につながったケースもあると考えられています。

安定した社会生活を送るため、必要な保健医療・福祉サービスを受けられるような支援が求められています。

支援を必要とする人へ、高齢福祉や障害者福祉、生活困窮者の自立支援等の個々の状況に応じた保健医療・福祉サービスを適切に提供していくため、相談支援や情報提供のさらなる充実を図ります。

◎主な取組

- ・地域生活支援事業（基幹相談支援センター事業）
- ・各種相談事業
- ・健康増進事業 など

※関係課・・・福祉政策課、高齢福祉課、子育て支援課、健康増進課 ほか

（４） 非行の防止と関係機関と連携した修学支援の実施

【課題】

非行は、家庭、学校、地域の問題が複雑に絡み合って発生します。
また、非行により通学や進学を中断した未成年者が犯罪に関わってしまったケースもあると考えられています。
これらのことから、それぞれの緊密な連携のもと、一体的な非行防止と修学支援が求められます。

犯罪や非行を防ぐためには、学齢期等のより早期の段階において規範意識の向上を図るとともに、生活課題を早期に解決するための支援なども必要であることから、学校をはじめとする地域の関係機関や団体等と連携して、児童生徒の見守りや非行の未然防止のための啓発活動、教育相談員等による電話相談を行うなどに取り組む必要があります。

また、非行等により通学や進学を中断した未成年に対し、関係機関が連携した修学支援の取組を行います。

◎主な取組

- ・青少年育成指導員による巡回指導
- ・青少年育成センター教育相談員による電話相談
- ・適応指導教室設置事業 など

※関係課・・・学校教育課、生涯学習課 ほか

(5) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

【課題】

犯罪や非行から立ち直ろうとする人が、再び社会生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族や職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。

犯罪や非行から立ち直ろうとする人への偏見や差別意識を解消し、社会復帰に資するための人権教育・啓発を推進する必要があります。

犯罪や非行から立ち直ろうとする人の社会復帰を地域社会の理解と協力のもと推進していくため、民間協力者が行っている保護観察活動や犯罪予防活動について広報及び支援するとともに、「社会を明るくする運動」等を通じて再犯防止に関する理解促進を図り、罪を犯した人の改善更生を地域全体で応援していきけるよう、民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組を行います。

また、近年薬物乱用が社会問題となり、それに伴う犯罪も増えていることから、関係機関等と連携し、薬物に関する正しい知識の普及・啓発に関する取組を行います。

◎主な取組

- ・人権啓発活動事業
- ・肝属保護区保護司会鹿屋支部、鹿屋市更生保護女性会に対する活動助成
- ・“社会を明るくする運動”の取り組み など

※関係課・・・市民課、総務課、安全安心課、福祉政策課、生涯学習課 ほか

4 推進体制

- 市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図り、犯罪や非行をした人が社会復帰に向けて必要とするサービスを円滑に受けることができるようにするため、令和4年10月に「鹿屋市再犯防止推進庁内連絡会議」（委員長：市民生活部長）を設置しています。同連絡会において、各部署間の垣根を超えた協力関係を構築し、社会情勢の変化に対応した再犯の防止等に関する施策の推進に努めていきます。

- 国や県、関係団体等と連携・情報共有を図る場を設置し、犯罪の実態やニーズの把握に努めるとともに、地域の理解や再犯防止に対する意識を醸成し、計画を推進していきます。

資料編

○ 再犯防止に関する取組

(1) 国・県・民間団体等との連携強化

事業・取組	内容	所管課	連携する主な関係機関、団体等
鹿屋市再犯防止推進庁内連絡会議	犯罪をした者等が社会復帰に向けて必要とするサービスを円滑に受け取ることができるよう、庁内関係課の連携を推進する。	市民課	肝属保護区保護司会鹿屋支部
再犯防止推進関係機関等の連携	関係機関、民間団体等と情報を共有し情報交換を行うとともに、横断的に連携、協力する体制を推進する。	市民課	肝属保護区保護司会鹿屋支部
犯罪被害者支援センター補助事業	公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターに負担金を交付する。	市民課	公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター
みんなで支え合う地域づくり推進事業（権利擁護推進事業）	市民後見人等の育成や活動支援を行うとともに、判断能力が不十分な認知症高齢者や障がい者等の法律面や生活面を支援する成年後見業務を行う。	福祉政策課	鹿屋市社会福祉協議会 鹿屋市地域包括支援センター 肝属地区障がい者基幹相談支援センター
重層的支援体制整備事業	複合化・複雑化した生活課題を抱える世帯に対し、多機関協働による包括的な相談支援を行うとともに、アウトリーチ等を通じた継続的な支援の継続及び自立に向けた社会参加支援の取組を行う。	福祉政策課	鹿屋市社会福祉協議会 鹿屋市地域包括支援センター 肝属地区障がい者基幹相談支援センター 大隅児童相談所 鹿屋公共職業安定所 各医療・福祉サービス事業所等

(2) 就労・住居の確保のための取組

事業・取組	内容	所管課	連携する主な関係機関、団体等
肝属保護区保護司会との協定による就労支援	肝属保護区保護司会と締結している協定に基づき、保護観察に付されている者を市役所において会計年度任用職員として就労支援することにより、その再犯及び再非行の防止並びに社会復帰の促進を図る。	総務課	肝属保護区保護司会鹿屋支部
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者に対し、相談支援、就労支援等の必要な支援を行う。 住居確保給付金を支給することで、安定した就労活動ができるようにする。	福祉政策課	
被保護者就労支援事業	就労支援員による就労指導等を実施することで、被保護者の自立助長を図る。	福祉政策課	鹿屋公共職業安定所
雇用対策協定による就職支援	「鹿屋市雇用対策に関する協定」に基づき、鹿屋市と鹿児島県労働局とが連携して地元就職及び雇用対策等に取り組む。	商工振興課	鹿児島県労働局 鹿屋公共職業安定所
地元就職支援事業	合同企業説明会を開催し、地元就職を支援する。	商工振興課	鹿屋公共職業安定所
求人情報発信支援事業	事業者が求人情報を発信するために必要な費用を補助し、就職マッチングの機会向上を図る。	商工振興課	
住宅困窮者への市営住宅等の提供	保護観察対象者等を含む住宅困窮者に対し、市営住宅等の提供に努める。	建築住宅課	
協力雇用主等に対する優遇措置	建設工事等競争入札参加者の格付において、鹿児島県協力雇用主等に対する優遇措置を行う。	財政課	鹿児島県協力雇用主会 NPO法人鹿児島就労支援事業者機構

(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

事業・取組	内容	所管課	連携する主な関係機関、団体等
自立支援給付事業（障害福祉サービス給付）	障がい者個々の心身の状況やサービス利用の意向、家族の状況や意向等を踏まえたサービス等利用計画案の作成など、適切なサービスの給付を行う。	福祉政策課	肝属地区障がい者基幹相談支援センター 各障害福祉サービス事業所等
地域生活支援事業（基幹相談支援センター事業）	障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者（児）及びその家族等からの相談に応じ、情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために、相談支援の基幹となる相談支援センターの運営を行う。	福祉政策課	肝属地区障がい者基幹相談支援センター
女性相談員による相談	女性の身上及び生活への相談、助言や夫等からの暴力に関する相談対応等を行う。	子育て支援課	鹿屋警察署等
家庭児童相談員による相談	家庭における児童養育上の諸問題に対し、関係機関等と連絡調整を図りながら、助言指導等を行う。	子育て支援課	要保護児童対策地域協議会代表者会 参加機関
要保護児童対策地域協議会の運営	児童虐待の早期発見と防止等に努めるため、要保護児童等への支援が円滑に機能するよう、関係機関・団体等との連携を図る。	子育て支援課	要保護児童対策地域協議会代表者会 参加機関
認知症初期集中支援推進事業	認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断と適時適切なサービス利用に向けた支援を行う。	高齢福祉課	鹿屋市地域包括支援センター
鹿屋市成年後見制度利用支援事業	後見等開始の審判を申し立てる人がいない認知症高齢者等のために、審判の申立てを行う。	高齢福祉課	鹿屋市地域包括支援センター

事業・取組	内容	所管課	連携する主な関係機関、団体等
在宅福祉アドバイザー整備事業	民生委員や町内会長から推薦を受けた在宅福祉アドバイザーを各地域に配置し、一人暮らしの高齢者宅等を訪問し、声かけ・見守り、市や民生委員への繋ぎを行う。	高齢福祉課	
総合相談事業	相談員を配置し、高齢者や家族等からの各種相談に対応する。 地域包括支援センターにおいて、社会福祉士や保健師等による相談支援を行い、関係機関又は制度の利用につなげる。	高齢福祉課	鹿屋市地域包括支援センター
健康増進事業	定期的に実施している健康相談日等で、健康に関することや、それ以外の心配ごと、気になること、精神保健相談等に対応。傾聴から、必要に応じ関係機関へ繋ぐ。	健康増進課	鹿屋保健所、鹿屋市社会福祉協議会、基幹相談支援センター、鹿屋警察署、鹿屋市地域包括支援センター、医療機関、他市町、町内会（コミュ協）、民生委員

(4) 非行の防止と関係機関と連携した修学支援の実施のための取組

事業・取組	内容	所管課	連携する主な関係機関、団体等
鹿屋市生徒指導主任等研修会	いじめや非行等の問題行動や不登校についての積極的な生徒指導の推進を図る。	学校教育課	鹿屋警察署 大隅児童相談所
適応指導教室設置事業	マイフレンドルーム（適応指導教室）を開設し、様々な要因で登校できない児童生徒への支援を行う。 また、不登校児童生徒の中で希望する家庭に相談員を派遣する。	学校教育課	児童家庭支援センター

事業・取組	内容	所管課	連携する主な関係機関、団体等
鹿屋市不登校対策プロジェクト	不登校に関する未然防止策、保護者や関係機関との連携の在り方、全校体制の構築方法等について、情報収集・改善策の検討を行い、学校の指導・対応能力を高める。	学校教育課	大隅教育事務所
青少年育成指導員による巡回指導	青少年育成指導員の青パトによる巡回指導（定期：平日日中の巡回、夜間：第2・4木曜日）を実施する。	生涯学習課	
青少年育成指導委員による巡視指導活動等	青少年育成指導委員（各学校ごと2人委嘱）が、各校区を巡視し、声かけや環境浄化等の青少年育成活動を実施する。	生涯学習課	各学校
青少年問題協議会実務者連絡会の開催	関係機関・団体等の実務者が一堂に会し、青少年問題や健全育成等に関する情報共有を行う。	生涯学習課	鹿屋警察署、大隅児童相談所、鹿屋公共職業安定所、市民生委員児童委員連絡協議会、大隅学舎、児童家庭支援センター「つながり」、パーソナルサービス支援機構、肝属保護区保護司会、鹿屋市社会福祉協議会
青少年育成センター教育相談員による電話相談	教育相談員が、青少年及び保護者等から、青少年に関する諸問題について、電話又は来所、文書による相談に応じる。	生涯学習課	各学校等
校外生活指導連絡会等による合同補導	長期休業中に市校外生活指導連絡会等による非行防止を目的とした合同補導を実施する。	生涯学習課	各学校・PTA
鹿屋寺子屋事業	小学生を対象に、公民館等で学習活動の支援や見守り活動、地域の人との交流活動等を行う。	生涯学習課	各公民館、町内会、学校等

(5) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組

事業・取組	内容	所管課	連携する主な関係機関、団体等
人権啓発活動事業	「刑を終えて出所した人」に対する差別、偏見を人権課題として捉え、市民一人ひとりが様々な人権問題について、正しい認識と理解を深め、人権尊重意識の普及高揚を図るため、啓発資料等を作成し、広く市民、企業等に広報啓発を行う。	市民課	肝属保護区保護司会鹿屋支部
肝属保護区保護司会鹿屋支部・鹿屋市更生保護女性会に対する補助金	団体の活動を助成し、本市における犯罪の防止及び更生保護活動の活性化を図る。	市民課	肝属保護区保護司会鹿屋支部 鹿屋市更生保護女性会
“社会を明るくする運動”への取組み	犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動である“社会を明るくする運動”に協力し、再犯防止に関する地域における理解促進を図る。	市民課	肝属保護区保護司会鹿屋支部 鹿屋市更生保護女性会
人権啓発研修	人権啓発に関する職員研修を行い、正しい認識と豊かな人権感覚を身につけ、人権に配慮した職務を実践できる職員の養成を図る。	総務課	公益財団法人鹿児島県市町村振興協会自治研修センター 鹿児島県人権同和対策課
鹿屋市防犯協会による広報・啓発活動	地域における防犯思想の普及啓発活動の中で再犯防止に関する理解促進を図る。	安全安心課	鹿屋市防犯協会
「鹿屋・垂水あんしんメール」による広報・啓発活動	鹿屋・垂水地区防犯協会が配信する防犯情報メールの中で再犯防止に関する情報も発信して市民の理解促進を図る。	安全安心課	鹿屋・垂水地区防犯協会 鹿屋警察署
民生委員児童委員協議会交付金事業(民生委員児童委員活動支援)	民生委員・児童委員の活動支援を行うことにより、支援が必要な地域住民の早期発見につなげる。	福祉政策課	鹿屋市民生委員児童委員協議会

事業・取組	内容	所管課	連携する主な関係機関、団体等
青少年育成センターだより「あおぞら」の作成・配布	本市小・中学校長からの寄稿や少年非行等の状況、不審者情報等を掲載し、毎月、学校や関係機関・団体に配布する。	生涯学習課	各学校、警察署等
「非行防止啓発チラシ」の配布	少年非行やSNS等に関する内容を記載し、年1回、夏期休業前に市内の全中学校及び市立女子高校に配布する。	生涯学習課	各学校
人権教育推進事業	すべての人々の人権が、真に尊重される社会の実現をめざして、研修会や講演会の実施、人権ポスター・標語コンクールの実施、地区公民館だよりによる啓発、DVD・書籍の購入・活用等を通じて、様々な人権問題に関する学習機会の拡充や人権問題についての正しい理解と認識を深める。	生涯学習課	各学校・PTA

○ 主な関係団体・機関等

関係団体等	組織の概要
肝属保護区保護司会 鹿屋支部	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア団体。研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行っている。 肝属保護区は、鹿屋支部、垂水支部、東部（肝付町・東串良町）支部で構成
鹿屋市更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のため啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善・更正に協力することを目的とした女性によるボランティア団体
BBS会	BBS（Big Brothers and Sisters Movement の略）は、様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体
協力雇用主会	犯罪や非行をした者を雇用し、立ち直りを助ける民間の事業者の集まり
保護観察所	犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行っている。
更生保護施設	刑務所や少年院等から釈放された人や保護観察中の人で、帰る家がない、現在の住居では更生が妨げられる等の事情から自立更生が困難な人に対し、一時的に宿泊場所や食事の提供等を行う施設
肝属保護区更生保護サポートセンター	平 24 年 8 月 1 日鹿屋市社会福祉会館内に設置。 鹿屋市・垂水市・肝付町、東串良町を所管。 平日 10 時から 16 時までの相談等を実施

○ 再犯の防止等の推進に関する法律の概要

■目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

■定義（第2条）

犯罪をした者等・・・犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
再犯の防止等・・・犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

■基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する。
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする。
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である。
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる。

■国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

■連携・情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

■再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける。

■再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（再犯防止推進計画）を策定
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの

- 利用に係る支援に関する事項
- (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
 - 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

■地方再犯防止推進計画（第8条）

道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める。
(努力義務)

■法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる。

■年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

■基本的施策【国の施策】

- 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等
 - 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
 - 2 就労の支援（第12条）
 - 3 非行少年等に対する支援（第13条）
- 社会における職業・住居の確保等
 - 4 就業の機会の確保等（第14条）
 - 5 住居の確保等（第15条）
 - 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
 - 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）
- 再犯防止推進の人的・物的基盤の整備
 - 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
 - 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）
- 再犯防止施策推進に関する重要事項
 - 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
 - 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
 - 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
 - 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

■施行期日等

- 1 公布の日から施行（平成28年12月14日施行・公布）
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○ 国の再犯防止推進計画の概要

■計画の目的（平成29年12月15日策定）

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

■計画策定の経緯

○再犯の現状

検挙者に占める再犯者の割合 ⇒ 48.7%

⇒安全・安心な社会を実現するためには再犯防止対策が必要不可欠

■5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

■7つの重点課題と主な施策

- ① 就労・住居の確保
 - ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実・協力雇用主の活動に対する支援の充実
 - ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
 - ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
 - ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
 - ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討
- ③ 学校等と連携した就学支援
 - ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
 - ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等
- ④ 特性に応じた効果的な指導
 - ・ アセスメント機能の強化
 - ・ 特性に応じた効果的指導の充実
 - ・ 効果検証・調査研究の実施 等
- ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進
 - ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
 - ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化
 - ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
 - ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な日本」の実現へ